

国有財産売払公示書

下記国有財産を物件ごとに一般競争入札（期間入札）により売払います。

記

1. 売払物件

物件番号	種目	所在	地番	地目	数量
001	土地	小樽市幸4丁目	20番7	宅地	300.00 m ²
002	土地	檜山郡江差町字緑丘	38番2 38番4 38番5	宅地	144.32 m ²
003	土地	美唄市東7条北1丁目	1776番30	宅地	1577.62 m ²
004	土地	滝川市滝の川町東3丁目	1140番6	宅地	826.43 m ²
	建物			住宅建	建 152.67/ 延 458.25 m ²
	建物			雑屋建	建 11.04/ 延 11.04 m ²
005	土地	滝川市滝の川町東3丁目	1140番52	宅地	620.64 m ²
006	土地	夕張市鹿の谷山手町	61番	宅地	672.28 m ²
007	土地	檜山郡江差町字南が丘	7番186	宅地	349.26 m ²

2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令70条及び71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者。
- (2) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

3. 入札要領及び契約条項を示す場所

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 9階 北海道労働局掲示板

なお、入札書等用紙は、告示の日から令和元年7月9日（火曜日）までの間、北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）において交付する。

4. 入札及び開札の場所及び日時

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）あてに郵送又は持参により入札を受け付ける。

- (1) 入札受付期間
令和元年6月26日（水曜日）9時から令和元年7月9日（火曜日）17時まで（必着）
- (2) 開札日時
日時 令和元年7月10日（水曜日）9時から
場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 7階 札幌中央労働基準監督署会議室

なお、開札立会希望者については、事前に北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）あてに連絡すること。

5. 入札保証金

- (1) 入札保証金は、各自入札金額の100分の5に相当する額（円未満切り上げ）以上の金額を北海道労働局が交付する振込依頼書を使用し振り込むものとする。この入札保証金には利息を付さない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座への振り込みにより還付する。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付する。

6. 入札の無効

競争参加に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 条件

落札者は売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間は次の(1)及び(2)に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。
- (2) 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらに供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

8. 契約不履行

落札者が落札の日から30日以内に契約を結ばない場合には、上記6の入札保証金は国庫に帰属する。

9. 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要し、代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内に支払うものとする。

10. 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約内容を公表するものとする。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあつてはその業種とする。

11. その他

入札者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する入札要領及び国有財産契約書（案）を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

令和元年6月14日

契約担当官

北海道労働局長 福士 亘

連絡先

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第1合同庁舎9F

北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）

☎011-700-5451（直通）